

「福島県パートナーシップ制度」骨子案について

令和6年7月
男女共生課

1 制度の趣旨

県民一人一人が個人として尊重され、共に参画する社会の実現に向け、「福島県パートナーシップ制度」を導入します。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、法的に婚姻が認められていない同性のカップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルが家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

2 制度の概要

法律上の婚姻をしていないカップルが、お互いをパートナーシップの関係にあることを届け出たことについて、県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付する制度です。

また、届出者が扶養する子や親等の近親者（**家族・ファミリーの関係にある方**）の氏名等を「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」に記載することができます。

3 定義

(1) パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする二人の関係のことを言います。

(2) パートナー

パートナーシップにある相手方のことを言います。

4 制度の基本設計

(1) 制度の名称

福島県パートナーシップ制度

(2) 実施根拠

手続を定めた要綱を別に制定します。

(3) 制度の法的な効力

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

(4) 利用対象者

同性のカップル又は異性の事実婚カップル（法律上の婚姻をしていないカップル）であり、かつ、3（1）に定義するパートナーシップにある者。

(5) 届出の要件

届出をするにあたっては、以下の①から④の要件を全て満たしている必要があります。外国籍の方も届出することができます。

- ① 成年に達していること。（満18歳以上）
- ② いずれか一方が福島県内に住所を有しているか、または3ヶ月以内に福島県内への転入を予定していること。
- ③ 民法における配偶者がなく、届出する相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ④ 届出に係るパートナーと近親者（直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除きます。

5 届出書受理証明書を利用して受けられる県の行政サービス

婚姻した夫婦を対象としている県行政サービスについて、県の行政裁量の範囲内において、パートナーを配偶者と同様に扱うことが可能となるものについては、申請要件や手続方法を見直すなど、届出者がサービスを受けられるよう検討・調整を進めていきます。

提供する具体的な県行政サービスについては、ホームページ等により周知します。

6 県内市町村との連携について

- 独自のパートナーシップ制度を実施している市町村が発行する証明書をもって、県の受理証明書を有する者と見なし、県行政サービスの対応を行うこととします。
- 独自のパートナーシップ制度を実施している市町村が発行する証明書を所持している方が県に届出を行う場合、県の手続において、戸籍抄本等の添付書類を一部省略するなど、手続を簡素にして届出者の負担を軽減します。
- 県の受理証明書を所持している方に対して市町村が提供する市町村行政サービスについては、随時県のホームページに掲載し、周知することとします。

7 制度運用開始時期

令和6年秋頃（想定）